

第2回三重県新型コロナ克服生産性向上・業態転換支援補助金 交付要領

(目的)

第1条 第2回三重県新型コロナ克服生産性向上・業態転換支援補助金(以下「補助金」という。)は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等が、コロナ禍の現状のみならず「アフター・コロナ」を見据えたビジョンを持って、生産性向上や業態転換の意欲的な経営向上に取り組むことを支援することを目的とする。

(通則)

第2条 補助金の交付に関しては、三重県補助金等交付規則(昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。)、雇用経済部関係補助金等交付要綱(平成24年三重県告示第250号)及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱(平成22年。以下「排除要綱」という。)の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要領において「新型コロナウイルス感染症」とは、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)により指定感染症に指定された感染症をいう。

- 2 この要領において「中小企業等」とは、別表1に掲げるいずれかに該当する者をいう。
- 3 この要領において「補助事業者」とは、本補助金の交付を受けた中小企業等をいう。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、三重県中小企業・小規模企業振興条例(平成26年三重県条例第5号)第16条に規定する三重県版経営向上計画(以下「三重県版経営向上計画」という。)の認定を受けることができる企業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる企業のうち、食事の提供を主目的とするもの並びに社会の善良な風俗に影響を及ぼすことのないもの(以下「補助対象となる風俗営業の企業」という。))を含む。)であって、三重県内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業等とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象事業は、前条に掲げる者が実施する次に掲げるいずれかに該当する事業とする。

- (1) 生産性向上のためのデジタルトランスフォーメーション(DX)の導入。
 - (2) 省力化・作業効率化・生産能力の増強等により生産性向上を推進する取組。
 - (3) 需要が見込める分野にシフトして収益の柱を作る事業再構築。
 - (4) 新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ。
 - (5) 新たな需要が見込める既存商品のブランド力強化。
 - (6) 新たな顧客層の掘り起こしにつなげるための取組。
 - (7) サプライチェーンの強靱化のための部素材の内製化、製造工程の再構築。
 - (8) その他、中小企業等が実施する生産性向上、業態転換の意欲的な経営向上の取組で、知事が適当と認めるもの。
- 2 補助金の交付の対象となる経費は、前項に掲げる事業に必要な経費であって、別表2に掲げるものとする。
 - 3 知事は、第1項に掲げる事業のうち、必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付する。
 - 4 補助事業者は、知事の定めるところに従い、三重県版経営向上計画の認定を受けるものとする。ただし、補助対象となる風俗営業の企業はこの限りでない。
 - 5 第3項の補助金は、同一の事業に対して、国、三重県(三重県が出資又は出捐する団体を含む。)、市町その他これに類するものから補助金等の交付を受けている場合は交付しないものとする。

(補助率等)

第6条 補助率は、補助対象経費の5分の4以内とする。

- 2 補助金額は、500千円を下限とし、2,000千円を上限とする。
- 3 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を添え、交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

- (1) 経営向上計画書（第1号様式の2）
 - (2) 支出計画書（第1号様式の3）
 - (3) 役員等に関する事項（第1号様式の4）
 - (4) 直近1期分の財務諸表（法人の場合は、貸借対照表及び損益計算書。個人で青色申告の場合は、確定申告書、貸借対照表及び損益計算書。個人で白色申告の場合は、確定申告書及び収支内訳書）の写し
 - (5) 法人の場合は、履歴事項全部証明書の写し、個人の場合は、住民票抄本（写しで可。履歴事項全部証明書及び住民票抄本については、交付申請日から6ヶ月前以内に発行のもの）
 - (6) 全ての県税（自動車税を含む。）について滞納のないことの証明書（交付申請日から6ヶ月前以内に県税事務所発行のもの）
 - (7) その他知事が必要とする書類
- 2 売上高の減少を示すことにより補助率の優遇を受けようとする者は、売上高減少確認書（第1号様式の5）を知事に提出しなければならない。なお、売上高減少の根拠となる証拠書類を5年間保存し、調査等の要請があれば応じなければならない。
 - 3 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするにあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないもの、又は免税事業者及び簡易課税事業者については、この限りでない。

(交付決定)

第8条 知事は、交付申請書の提出があった場合は、当該交付申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認められたときは、交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の交付決定にあたって、必要な条件を付することができる。
- 3 知事は、第1項の交付決定にあたって、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認められたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 知事は、前条第2項のただし書きによる申請がなされたもの（免税事業者及び簡易課税事業者からの申請を除く。）については、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付申請の取下げ)

第9条 前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服がある場合における、規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から14日以内とする。

(補助事業の変更)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助対象経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ、変更申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次項に定める軽微な変更の場合にあつては、この限りでない。

- (1) 事業変更計画書（第2号様式の2）
- (2) 支出変更計画書（第2号様式の3）

- (3) その他知事が必要とする書類
- 2 前項の規定における軽微な変更とは、次に掲げる各号に定める場合以外の変更をいう。
- (1) 補助事業の内容を著しく変更する場合
 - (2) 新たな経費区分が発生する場合又は経費区分ごとの額の増加が3割以上の場合
 - (3) 補助事業の補助対象経費の変更が3割以上の場合
- 3 知事は、第1項の承認にあたっては、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業の全部もしくは一部を中止し、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、遅延等報告書（第4号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第13条 知事は、第11条の規定による補助事業の全部もしくは一部の中止もしくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要領又は本要領に基づく知事の処分もしくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
 - (4) 補助事業者が、排除要綱別表に該当した場合
 - (5) 補助事業者が、第5条第5項に該当する場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、知事が必要と認める場合には、別に定める日現在における補助事業の遂行及び収支の状況について、別に定める日までに状況報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了（第11条の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和4年1月14日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添え、実績報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、改めて提出期限を定めることができる。

- (1) 事業実績書（第6号様式の2）
- (2) 支出内訳書（第6号様式の3）
- (3) 取得財産等管理台帳（第9号様式）の写し

(4) その他知事が必要とする書類

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。ただし、免税事業者及び簡易課税事業者はこの限りでない。

(補助金の額の確定等)

- 第16条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第10条第1項に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を付してその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 第2項に基づく補助金の返還については、第13条第4項の規定を準用する。

(補助金の支払い)

- 第17条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、交付決定額の2分の1以内を概算払できるものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、精算払請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。また、前項ただし書きの規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（第7号様式の2）を知事に提出しなければならない。

(補助事業に係る経理)

- 第18条 補助事業者は、補助事業に係る経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第19条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（第8号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 第2項に基づく補助金の返還については、第13条第4項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第20条 補助事業者は、補助事業（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対象経費を含む。）により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第21条 規則第20条に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とし、規則第20条ただし書に規定する期間は、次の各号に定める期間とする。
- (1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定める耐用年数に相当する期間
 - (2) 大蔵省令に定めのない財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財

- 産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）に定める耐用年数に相当する期間
- 2 規則第20条に規定する知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（第10号様式）により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。
 - 3 知事は、規則第20条の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めるときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

（補助事業完了後の報告等）

第22条 知事は、補助事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、随時の報告及び関係資料の提出を求めることができるものとする。

（その他）

第23条 規則、排除要綱及びこの要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年5月31日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

中小企業等に該当する者

(1) 中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) 第 2 条第 1 項に規定する中小企業者

業種	以下のいずれかを満たす会社又は個人	
	資本金	常時使用する従業員
① 製造業・建設業・運輸業その他の業種 (②~④を除く)	3 億円以下	3 0 0 人以下
② 卸売業	1 億円以下	1 0 0 人以下
③ サービス業	5 千万円以下	1 0 0 人以下
④ 小売業	5 千万円以下	5 0 人以下

(2) 三重県版経営向上計画の認定申請を行うことができる以下に該当する者

中小企業等経営強化法 (平成 11 年法律第 18 号) 第 2 条第 1 項第 6 号~ 8 号に規定する組合等	企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの
中小企業等経営強化法第 2 条第 6 項に規定する一般社団法人	政令で定めるもの
右に掲げる要件を満たした特定非営利活動法人	①法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) 上の収益事業 (法人税法施行令 (昭和 40 年政令第 97 号) 第 5 条第 1 項に規定する 34 事業) を行っていること ②認定特定非営利活動法人でないこと ③常時使用する従業員が 3 0 0 人以下であること

別表 2 (第 5 条関係)

補助対象経費

経費区分	内 容
広報費	事業の遂行に必要なパンフレット・ポスター・チラシ・ホームページ等を作成するため、又は広報媒体等を活用するために支払われる経費
展示会等 出展費	事業の遂行に必要な新商品等を展示会等に出展又は商談会に参加するために要する経費
開発費	新商品・新サービスの開発その他事業の遂行に必要な取組のために行う設計、デザイン、製造、改良、加工、試作等に対して支払われる経費
借料	事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費
機械装置等 費	事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費（ただし、一式 10 万円（税抜）以上のものに限る。） （オフィス・店舗等の什器類、パソコン・周辺機器等の I C T 機器、リモートワーク対応機器、製造機器等） ・自動車等車両（原動機付自転車、フォークリフト含む）は対象外。ただし、調理又は冷蔵・冷凍・保温設備を備えた移動販売専用車両等、他の用途に転用することができないと認められるものについては対象 ・既に導入しているソフトウェアの更新料は対象外
外注費	事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負・委託）するために支払われる経費
その他の 経費	その他、知事が特に必要と認めた経費

※ 経常的な経費、支出証拠書類により支払ったことを明確に示せない経費、その他本補助事業に直接関わらない経費や公金の使途として社会通念上適切でない経費は補助対象外とする。